



## 介護慰労金

申請は1月31日(月)までに



身体上または精神上的の障害のため、日常生活に著しく支障のある在宅の老人などを介護する人に、申請により介護慰労金を支給しています。

▼対象 令和4年1月1日を基準日として、①～④を全て満たしている老人などを1年以上継続して介護している人に支給します。ただし、2人以上で介護している場合は、主として介護する人が対象です。

- ① 町内に1年以上住所を有し、満65歳以上であること
- ② 基準日以前1年間継続して要介護1～5の認定を受けている人
- ③ 基準日以前1年間において、短期入所などの利用日数および医療機関などへの入院日数の合計が1000日を超えていないこと

④ 基準日以前1年間において一度も介護保険施設などへ入所していないこと

▼申請に必要なもの

- 印鑑(スタンプ印不可)
- 振込先金融機関の通帳
- 申請書(介護高齢室窓口で受け取ってください。)

▼申請期間 令和4年1月7日(金)～31日(月)

▼提出・問い合わせ先

介護福祉課 介護高齢室  
☎26・2247(直通)

もしもの時に備えましょう

## 木造住宅耐震診断者派遣事業



木造住宅の倒壊の可能性の有無について、耐震診断を希望する人に耐震診断者を派遣します。

耐震診断費は無料ですが、診断者の交通費などは自己負担となります。

▼該当する建物

昭和56年5月31日以前着工の一戸建ての住宅など(その他条件あり)

▼条件

該当建築物(貸家を除く)を所有し、居住している人で、町税の滞納がないこと

▼募集戸数

2戸(先着順、定数になり次第締切)

▼申し込み締め切り

令和4年1月31日(月)

▼申し込み方法

都市建設室窓口に事前相談後、申請書と必要書類を提出してください。事前相談の際に、建築物が派遣事業の対象かどうかを確認します。

※住宅の建築年や構造を調べておいてください。申込書は、都市建設室窓口で受け取るか町ホームページからダウンロードしてください。

▼必要書類

① 木造住宅耐震診断者派遣申請書

② 居住していることが証明できるもの(保険証・運転免許証などの写し)

③ 町税の完納証明書

④ 対象住宅の固定資産税評価額証明書

⑤ 建築確認書・案内図・現況写真(2面以上)

※③④は、証明手数料が300円かかります。

※⑤ 建築確認書がない場合、調査用図面作成費用として、別途1万円がかかります。

▼問い合わせ先

建設課 都市建設室  
☎26・2278(直通)

## 使用済みインクカートリッジを回収

ごみや二酸化炭素排出量を削減し、地球環境へ貢献するため、使用済みインクカートリッジを回収しています。

▶回収場所

- 役場本庁舎1階 住民課協働環境室前
- 吉岡町文化センター 玄関ホール



▶インクカートリッジであれば、全メーカーが対象となります。青色の回収BOXが目印です。



▼問い合わせ先  
住民課 協働環境室  
☎26-2245(直通)

安心・豊かな老後を

## 農業者年金

老後の備えは国民年金プラス農業者年金が基本です。

### 加入できるのはこんな人

- ① 国民年金第1号被保険者
- ② 年間60日以上農業に従事している人

### 保険料はいつでも変更可能

月々2万円～6万7千円  
※令和4年1月1日から、35歳未満で一定の要件を満たす人は1万円から通常加入できるようになります。

### 掛け金は積み立て

積立方式なので、自分が掛けた金額は年金として生涯受け取ることができます。

### 節税効果あり

支払った保険料は全額社会保険料控除となり、所得税や住民税などの節税になります。

### 政策支援が受けられる

保険料の国庫補助が受けられます。例えば、認定農業者などで青色申告者の35歳未満の人は、1万円(5割)補助が受けられます。

### ▼問い合わせ先

農業委員会事務局  
☎26・2281(直通)



## 今月の手話

### 「元気・頑張る」



両肘を張り、胸前で向き合わせた両こぶしを同時に力強く2回下ろします。

## 月1で学ぶ！ 消費者の賢コソ 18歳からの消費生活② ーリボ払いってなに？ー

- 渋川市消費生活センター ☎22-2325  
(月～金午前9時～午後4時(祝日、年末年始を除く))
- 群馬県消費生活センター ☎027-223-3001
- 消費者ホットライン ☎188

町ホームページはこちら▶



12月号ではクレジットカードについて紹介しました。今回はリボ払いについて紹介します。

### リボ払いとは

リボ払いは利用金額・件数にかかわらず、あらかじめ設定した金額を毎月支払います。支払いが一定金額である一方、手数料が高い傾向にある、支払い終了時期が分かりにくいなどの点で注意が必要です。

#### ○事例1

カードの申し込み時にリボ払い専用のカードであることに気づかず、約10年間カード支払いの利用を続けた。利用明細は確認しておらず、気づいたら借入残高は約100万円になっていた。

#### ○事例2

偶然、カードの利用明細を確認したところ、手数料率15%で毎月3万円の返済をするリボ払いになっており、借入残高は約80万円になっていた。以前、クレジット会社からリボ払いを進められ、了承した記憶はあるが詳しい話は聞けなかった。

リボ払いで  
借入残高が高額  
になることも

### 意図しないリボ払いに気をつけるために

- クレジットカードを申し込む前に、支払い方法を必ず確認しましょう。
- 毎月の利用明細を必ず確認しましょう。リボ払いを使用する場合は、借入残高と支払額を特に確認しましょう。
- リボ払いへ変更を促す勧誘があった時は、よく考えてから変更を決めましょう。